

【2011年1月21日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第20号 ■

---

---

---

新卒者の採用をお考えの事業主の皆さまへ

～ 今春、卒業予定で、まだ就職先が決まっていない学生をハローワークを通じて採用する場合にも奨励金が支給されます ～

---

学生の就職状況が厳しいことから、卒業後3年以内の既卒者を採用した事業主への奨励金の対象者を、2月1日から新たに「新規学卒予定で未内定者」にも拡大します。

これを機会にハローワークを通じた新戦力の採用をぜひご検討ください。

<奨励金>

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

「既卒者育成支援奨励金」

「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」

<対象>

学校を卒業後3年以内の人に加えて、

今春卒業予定で就職先が決まっていない学生を正規雇用する事業主に拡大。

※ 平成23年2月1日から実施。平成22年度限りの措置。

<奨励金の内容>

○「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

まずは有期雇用（3カ月）し、その後、正規雇用に移行する場合：

有期雇用期間（3カ月）は1人について月10万円、

その後の正規雇用から3カ月後に1人について50万円

※ 高校生・大学生などが対象

○「既卒者育成支援奨励金」

まずは有期雇用（6カ月）して育成し、その後、正規雇用に移行する場合：

有期雇用期間（6カ月）は1人について月10万円、

そのうち座学等に要する経費（3カ月）は1人について月5万円（上限）、  
その後の正規雇用から3カ月後に1人について50万円

※ 高校生・大学生などが対象

○「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」

正規雇用する場合：正規雇用から6カ月後に100万円（1社1回に限る）

※ 大学生などが対象

【これらの奨励金のリーフレットはこちら】

[http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/14c\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/14c_1.pdf)

※ 詳しくはお近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク  
に

お問い合わせください。

【ハローワーク所在地のご案内】

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【新卒応援ハローワーク所在地のご案内】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf>

- 
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
  - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」  
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
  - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。

- 携帯メールなどには対応していません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====